

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金 (クラウドファンディング型ふるさと納税提案事業) ふるさと起業家支援事業 募集要領

1 目的

この要領は、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱（平成30年遠野市告示第153号）第1条の規定に基づき、遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金（ふるさと起業家支援事業）の交付を受けようとする事業者からの提案事業の募集に関し必要な事項を定める。

2 補助事業の内容

遠野市内での創業を目指す新たな事業創出について、遠野市から事業認定を受けた事業者に対し、事業実施のための資金調達として、遠野市のクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達を支援するとともに、その事業に要する経費に対し、当該ふるさと納税で得た資金を上限に補助金を交付する。

3 募集対象事業（ふるさと起業家支援事業）

遠野市又は遠野商工会の支援を受けた創業（地域産業資源を活用し、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動）で、遠野市のクラウドファンディング型ふるさと納税を活用し資金調達を行う事業とする。

ただし、SDGsの達成に資する取組に限るものとする。

4 事業承認申請者の要件

遠野市特定創業支援等事業に関する証明書の交付を受けた者で、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 事業計画を確実に実施する人員、体制、資金を備えていること。

※補助金は、補助事業が完了し、補助事業者が補助対象となる経費を支払ったことを含めて補助事業の完了検査を行い、その完了検査が終了後に一括で支払われるため、事業承認申請者の人員、体制、資金の審査にあたり、詳しい説明を求めることがある。

- (2) 補助事業で整備した施設の管理運営できる人員、体制、資金を備えていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 事業認定を受けた場合、又は事業認定を受けるにあたり市から意見を付された場合、遠野市と協議の上、必要な協力・調整ができること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 政治目的の実現のために結成された政党、組織、結社その他の団体
イ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体

- ウ 公序良俗に反するもの
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく規制の対象となるもの
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと及びこれらのものと密接な関係を有しないこと。
- カ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしたもの

5 承認事業者

上記4に定める申請を行い、遠野市の事業承認を受けた事業者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 申請した年の翌年3月31日までに事業完了ができること。
- (2) クラウドファンディング型ふるさと納税の額が、目標額に達しない場合でも、自己資金その他の資金調達手段を確保しており、又は事業規模の縮小見直しにより事業を確実に実施できること。
- (3) 金融機関に、承認事業者と同一名義の口座を有していること。

6 補助対象経費

承認事業を実施するために必要な経費。ただし、事業承認前に契約又は支出した経費は対象外とする。

7 補助金の額

承認事業に対する支援の意思を表示した寄附者が遠野市に寄附した寄附金(クラウドファンディング型ふるさと納税)の合計額から、遠野市がふるさと納税の収納(寄附者が遠野市からの返礼品を希望する場合は、返礼品及び返礼品の発送業務)に要する費用基準を除いた額を上限に、認定事業の実施に要した額とする。

ふるさと納税の収納に要する費用基準

遠野市からの返礼品の発送がある場合 寄附額の5割

遠野市からの返礼品の発送がない場合 寄附額の1割

8 承認申請の期間及び申請方法

要領の公表の日から同年9月30日まで。

※原則として、事業を着手する30日前までに申請すること。

(提出方法)

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱に定める申請書及び添付書類を、郵送又は持参すること。

(提出先)

〒028-0592

遠野市中央通り 9 番 1 号 遠野市役所本庁舎 1 階

遠野市産業部商工労働課

(提出書類)

(1) 遠野市ふるさと未来投資支援事業承認申請書 (様式第 1 - 1 号)

(2) 事業計画書 (様式第 1 - 2 号)

(3) 市税納税状況等確認承諾書 (様式 1 - 3 号)

(4) 遠野市特定創業支援等事業に関する証明書

* その他、必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

特に、事業承認申請者の人員、体制、資金の審査にあたり、創業する事業に関する計画書等の資料を求めることがある。

* 提出書類は、電子データ (PDF 形式) で提出することができる。

* 申請書の受理後、必要に応じて申請内容を確認するため、聞き取り又は現地確認を求めることがある。

9 事業の承認

申請された内容について、本募集要領に定める要件及び事業の新規性、成長性、継続性、遠野との親和性の基準と照らし合わせ、書類審査及び外部の有識者等から意見聴取を行う。

ただし、承認にあたり遠野市と承認申請者の双方協議の上で、事業計画の修正を求める場合がある。

また、補助金が、補助事業が完了し、補助事業者が補助対象となる経費を支払ったことを含めて補助事業の完了検査を行い、その完了検査が終了後に一括で交付されるため、あらかじめ承認申請者が事業計画を確実に実施する人員、体制、資金を備えているか審査するために、詳しい説明や説明の根拠となる資料を求めることがある。

その他、遠野市が事業の承認を決定するためには、次の審議又は審査を行うものであること。

(1) 外部有識者会議の審議

遠野市が事業の承認を判断する過程で、ふるさと起業家支援事業は、遠野商工会に諮問し、答申を得る必要があること。

10 事業の開始

事業は、市長が承認した日から翌年 3 月 31 日までの間に実施すること。

承認を受けた事業を開始したときは、遠野市ふるさと未来投資支援事業開始届 (様式第 4 号) を遠野市に提出すること。

(提出先)

〒028-0592

遠野市中央通り 9 番 1 号 遠野市役所本庁舎 1 階

遠野市産業部商工労働課

11 寄附金（ふるさと納税）の募集

承認を受けた事業は、遠野市が委託するインターネットなどでふるさと納税の申込受付を行う事業者が開設するポータルサイトに事業を掲載し、紹介することができる。ただし、当該承認事業の応募受付期間は事業承認された年の 12 月 31 日までとし、翌年 1 月 1 日午前 0 時をもって募集終了となる。

なお、寄附受付終了後、遠野市から承認事業者に対し、当該承認事業に対して寄せられた寄附金（ふるさと納税）の合計額を通知する。

12 補助金の取扱いについて

(1) ふるさと納税の寄附者が、遠野市からの返礼品を希望する場合などは、返礼品及び発送等の事務費として、総務省が示す基準を適用し、当該寄附額の 5 割に相当する額を差し引いた額を、補助金として算定する。

また、ふるさと納税の寄附者が遠野市からの返礼品を希望しない場合であっても、遠野市が負担するふるさと納税の受領等に要する事務費として、当該寄附額の 1 割に相当する額を差し引いた額を、補助金として算定する。

(2) 補助金交付申請額は、(1)で算定された補助金の額に、当該補助金の額（上限 2,500 万円）を超えない範囲で上乗せした額以内の額とする。

※ただし、施設整備費、機械装置費及び備品費の経費が計上される場合に限る。

(3) 事業の承認を受けた事業を実施し、補助対象経費に係る支払いが完了し、又は支払い債務が確定した後、遠野市ふるさと未来投資支援事業完了届（様式第14号）を、郵送又は持参すること。

(4) 補助金の交付を受けようとする場合、遠野市補助金交付規則及び遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱に定める申請書及び添付書類を、郵送又は持参すること。

(提出先)

〒028-0592

遠野市中央通り 9 番 1 号 遠野市役所本庁舎 1 階

遠野市産業部商工労働課

(提出書類)

ア 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付申請書（様式第 6 号）

イ 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業計画書（様式第 7 号）

ウ 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金収支予算書（様式第 8 号）

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

- (5) (4)の申請の後、遠野市から補助金交付決定の通知を受けた場合、遠野市補助金交付規則及び遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱に定める請求書及び添付書類を、郵送又は持参すること。

(提出先)

〒028-0592

遠野市中央通り9番1号 遠野市役所本庁舎1階
遠野市産業部商工労働課

(提出書類)

ア 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付請求書(様式第11号)

イ 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金事業実績書(様式第7号)

ウ 遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金収支精算書(様式第8号)

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

13 その他

- (1) 提出書類は、承認・不承認に関わらず返却しない。

なお、提出書類や承認結果(不承認となった申請者の名称を含む)は、遠野市情報公開条例に基づく情報公開の対象となることを了承の上、書類を提出すること。

- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

- (3) 本件に関する問い合わせ先

住所 〒028-0592

遠野市中央通り9番1号 遠野市役所本庁舎1階
遠野市産業部商工労働課

電話 0198-62-2111

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所 (所在地)

商号 (団体名・屋号)

氏名 (代表者氏名)

連絡先電話番号 (- -)

遠野市ふるさと未来投資支援事業承認申請書 (ふるさと起業家支援事業)

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により遠野市ふるさと未来投資支援事業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 事業計画

遠野市ふるさと未来投資支援事業計画書のとおり

遠野市ふるさと未来投資支援事業計画書
（ふるさと起業家支援事業）

1 事業名

2 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み

3 事業の目的

4 事業の目標（効果）

5 事業の内容

6 事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

7 ふるさと納税希望額

8 事業の経費

経費区分	内容・必要理由	経費内訳	経費
合計			

9 資金調達方法

区分	金額	資金調達先
自己資金		
市補助金		
金融機関からの借入金		
その他		
合計		

補助金総合額の手当方法		
区分	金額	資金調達先
自己資金		
金融機関からの借入金		
その他		
合計		

様式第1－3号（第5条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市ふるさと未来投資支援事業費補助金（クラウドファンディング型ふるさと納税提案事業）の承認審査における納税状況確認のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

また、遠野市ふるさと未来投資支援事業として承認される期間において、納税等に関する情報が確認されることについても併せて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

（氏名の記載は、自署又は押印）

（注意）補助事業者が団体の場合は、代表者及び代表者が欠けたときに代表者の職務を担う役員全員分の承諾書を添付すること。